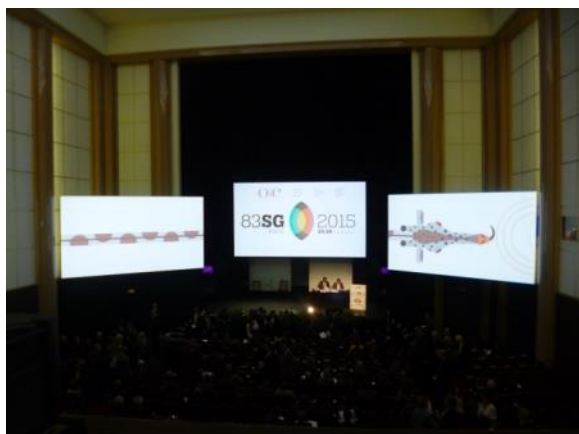


第 83 回国際獣疫事務局 (OIE) 総会概要

1. スケジュール等

- (1) 日程：平成 27 年 5 月 24 日(日)～5 月 29 日(金) (6 日間)
- (2) 開催場所：フランス・パリ
5 月 24 日～28 日：Maison de la Chimie (メゾン・ド・ラ・シミ：化学会館)
5 月 29 日：OIE 本部
- (3) 我が国からの出席者
農林水産省大臣官房審議官(消費・安全局担当)(首席獣医官) ほか



(議場の様子)



(決議の様子)

2. 主な議題

- (1) 豚コレラ、BSE 等動物疾病ステータス及び牛疫ウイルス保持施設等の公式認定
 - ① 豚コレラ：本疾病のステータス認定は今年からであり、日本のほか米国、豪州等の 23 か国が清浄国に、ブラジルの一部地域が清浄地域に認定された。
 - ② 牛海綿状脳症 (BSE)：キプロス、チェコ、フランス、アイルランド、リヒテンシュタイン、スイスが新たに「無視できるリスクの国」に認定された。
 - ③ 口蹄疫：フィリピンが「ワクチン非接種清浄国」に認定された。また、ボツワナ、カザフスタン、エクアドルの一部地域が「ワクチン非接種清浄地域」に、エクアドルの一部地域が「ワクチン接種清浄地域」に認定された。
 - ④ アフリカ馬疫：モロッコが新たに清浄国に認定された。
 - ⑤ 小反芻獣疫：チェコ、メキシコ、フィリピン、スワジランドの 4 か国が清浄国に、ナミビアの一部地域が清浄地域に認定された。
 - ⑥ FAO・OIE の認定する牛疫ウイルス所持施設として、アジア (日本)、ヨーロッパ (英国)、アメリカ (米国)、アフリカ (エチオピア) 地域の 4 か国 (日本、英国、米国、エチオピア) の牛疫ウイルス所持施設が OIE から承認された。このうち、牛疫ワクチン保持施設としての承認を合わせて受けたのは、日本及びエチオピアのみである。承認を受けた我が国の施設は、国立研究開発法人農業・食品産業技

術総合研究機構動物衛生研究所である。今後、FAOとOIEの両機関による正式な手続を経て6月中に認定される見込み。



(授証式の様子 (左からヴァラ OIE 事務局長、シュヴァンバウアー総会議長、川島審議官))



(ステータス認定証)

(2) OIE コード (動物衛生等に関する国際基準) の改正

<陸生動物コード>

① BSE :

全ての牛群で自然発生すると考えられている非定型 BSE の発生が BSE のリスクステータスに影響しないコードの改正案が緊急に提案された。

ニュージーランドが、米国、カナダ、豪州及びニュージーランド (QUAD) の4か国を代表して、現行コードでは侵入リスクのない国には免除されている暴露リスク評価が必要になること、定型・非定型を区別するには明確な患畜の定義が必要になり、マニュアルの改正も必要になること、緊急に改正が必要な場合には、通常2年間の基準作成サイクルを短縮することは認めるものの、今回の BSE 章の改正にはその緊急性が認められないことから、今次総会における採択は見送るべきとの意見が出された。これに対し、アルジェリア (アフリカ 54 か国を代表) 及びスペイン (欧州加盟国 53 か国を代表) から、今次総会での採択を支持する発言があった。カナダから、国内の関係者への説明が必要であり、採択は延期すべきとの発言があり、これに呼応するかたちで日本から、国内の関係者への説明の機会が与えられなかったため、採択後にコメントを提出する可能性がある旨発言をした。反対意見はいずれも加盟国に十分な検討機会が与えられていない手続き上の問題を指摘したものであり、非定型 BSE の発生が BSE リスクステータスに影響を与えないようにするとの提案自体に反対する意見はなかったことから、コード委員会議長が、提案された改正案を全て破棄した上で、「本章では BSE から非

定型 BSE を除外する。」又は「BSE リスクステータスの認定に当たっては、BSE から非定型 BSE を除外する。」の一文のみを挿入する案を提案し、後者が全会一致で採択された。

② 口蹄疫：

動物園動物に対する公的な緊急ワクチン接種が、ワクチン非接種清浄国のステータスに影響しない規定を設ける改正案が提案された。我が国は、基本的に本改正案を支持する旨発言。QUAD を代表してカナダから採択を支持するが、本章は継続的に改善していくことが必要で、疾病発生時にも封じ込め地域を維持できるよう検討すべきとの指摘があった。改正案は全会一致で採択された。

③ 高度な衛生状態にある馬群：

昨年新たに規定された、高度に衛生管理された馬群に属する馬の競技・競走目的の一時的な海外遠征・帰国を円滑化するための衛生措置の原則を定めた章を微修正した改正案が提示された。

日本からは、本コード章を詳細を規定する「OIE の衛生管理指針」が定められておらず、その内容次第で本章の修正も必要になってくる可能性があることから、当該管理指針が照会された時点で、コードについても併せてコメントしたいと発言。アイルランド（欧州加盟国 53 か国を代表）が、改正案の一部微修正する提案が出され、それを受け入れた改正案が全会一致で採択された。

④ その他新規に採択されたコード：

「アニマルウェルフェアと乳牛生産システム」、「流行性出血病ウイルス感染症」、「有鉤条虫感染症」の章が新設された。

<水生動物コード・マニュアル>

新興疾病であった「エビの急性肝臓壊死病（AHPND）」がリスト疾病として承認された。また、「水生動物への抗菌剤の使用により出現する耐性菌のリスクアナリシス」の章が新設された。

(3) 選挙

① OIE 事務局長の選挙：

現職のベルナル・ヴァラ氏の 3 期目の任期満了に伴い、現事務局次長であるフランスのモニーク・エロワ氏が次期事務局長に選出。任期は 5 年間。女性の事務局長は、OIE で初。

② OIE 理事会の選挙：

川島 俊郎大臣官房審議官（兼消費・安全局）が理事に選出（2 期目）。任期は 3

年間。(OIE 理事会は、OIE 総会議長、副議長、前議長及び6名の理事から構成され、OIE の技術的及び行政的事項、総会に提出する活動計画や予算案などを審議。)

③ 陸生動物衛生規約委員会（コード委員会）の選挙：

4 専門委員会（コード、科学、ラボラトリー及び水生）の議長、副議長及び委員選挙が行われ、沖田 賢治消費・安全局動物衛生課課長補佐がコード委員会委員に選出。任期は3年間。(コード委員会は、議長、副議長（2名）及び3名の委員から構成され、動物衛生等に関する国際基準（コード）の作成・改正案の作成を行う重要な委員会。)

④ その他の選挙：

このほか、総会議長及び副議長、地域委員会事務局等の選挙（いずれも任期は3年間）が実施され、以下の新たな OIE の体制が決定された。

・ OIE 総会議長：Dr. Botlhe Michael Modisane（南アフリカ）

・ OIE 総会副議長：Dr. Mark Schipp（オーストラリア）

・ OIE 総会前議長：Dr. Karin Schwabenbauer（ドイツ）

・ OIE 理事：

Dr. Nocholas Kauta（ウガンダ）

Dr. Joaquin Braulio Delgadillo Alvarez（メキシコ）

Dr. Hugo Federico Idyoyage Benitez（パラグアイ）

Dr. Toshiro Kawashima（日本）

Dr. Eveny Nepoklonov（ロシア）

Dr. Hadi Mohsin Al Lawati（オマーン）

・ OIE コード委員会議長：Dr. Etienne Bonbon（フランス）

・ OIE 科学委員会議長：Dr. Gideon Bruckner（南アフリカ）

・ OIE ラボラトリー委員会議長：Dr. Beverly Schmitt（米国）

・ OIE 水生委員会議長：Dr. Ingo Ernst（オーストラリア）

・ OIE アジア・極東・オセアニア地域委員会

議長：Dr. Zhongqiu Zhang（中国）

副議長：Dr. Sen Sovann（カンボジア）、Dr. Keshav Prasad Premy（ネパール）

事務局長：Dr. Matthew Stone（ニュージーランド）

・ OIE 事務局長：Dr. Monique Eloit（フランス）



(左から、ヴァラ OIE 事務局長、ティアマン
コード委員会議長、エロワ新事務局長)



(地域委員会の様子 (右 : 川島審議官))